

松阪農林事務所管内で森林や自然地の開発行為を行う事業者のみなさまへ

松阪農林事務所森林・林業室管内（松阪市、多気郡多気町、多気郡大台町、多気郡明和町）での当室が所管する各種法令についてお問い合わせいただく際は、事前に以下の内容のご確認をお願いします。

以下に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）」の認定申請時の添付書類である「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」2. に記載の法令内容の確認方法を例として、当室に関係のある法令について記載しています。

※太陽光発電設備等の名義変更のみで現場での土地の改変行為を伴わない場合は、下記法令に基づく届出、許可等は必要ありません。

○森林法に基づく林地開発許可、伐採および伐採後の造林の届出

- ・地域森林計画対象民有林を森林以外の用途に転用する場合、許可または届出が必要です。

（林地開発許可）

- ・開発区域が実測で **1.0ha**（太陽光発電設備の場合は **0.5ha**）を超える場合に林地開発許可の対象となります。

※蓄電池設置の場合、太陽光発電設備を伴うものであれば、開発区域が実測で **0.5ha** を超える場合、太陽光発電設備を伴わないものであれば、開発区域が実測で **1.0ha** を超える場合に林地開発許可の対象となります。

参考：県 HP [三重県 | 森林を守る：林地開発許可制度の概要](#)

（伐採および伐採後の造林の届出）

- ・林地開発許可に該当しない規模であり、また、保安林に指定されていない地域森林計画の対象の民有林において、立木を伐採するときは、届出が必要です。

※伐採を行う 90 日～30 日前までに市町村の長に届出が必要です。

参考：松阪市 HP [伐採及び伐採後の造林の届出制度 - お肉のまち 松阪市公式ホームページ](#)

多気町 HP [伐採及び伐採後の造林の届出制度について／多気町](#)

大台町 HP [伐採等の届出について／大台町](#)

明和町 HP [森林立木の伐採に関する届出書類／明和町ホームページ - 多気郡](#)

- ・地域森林計画対象民有林（森林計画図）の確認については、以下の県 HP をご確認ください。

※区域内に小班番号が附されている箇所が、地域森林計画対象民有林となります。

参考：県 HP（PDF 版森林計画図） [三重県 | 森林・林業総合：森林計画図ダウンロード](#)

県 HP（GIS 版森林計画図） [Mie Click Maps for 三重県森林ページ](#)

○森林法に基づく保安林指定解除手続

- ・保安林内において、立木の伐採又は土地の形質の変更を行う場合には、許可または届出が必要です。
- ・保安林の確認については、以下の県 HP「保安林の照会、保安林内伐採許可や作業許可について」内にあります「保安林所在大字一覧」をご確認いただき、大字の該当がある場合には、同ページの「保安林の照会の申請書」により、巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：県 HP [三重県 | 森林を守る：保安林の照会、保安林内立木伐採や作業許可について](#)

○自然公園法に基づく行為許可

- ・自然公園内で建築物その他工作物の新增改築や土地の形状変更などの行為を行う場合は、以下の手続きが必要です。
 - ・特別地域内で土地の形状変更、工作物の設置等をする場合は許可が必要です。
 - ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を越える工作物の設置等をする場合は届出が必要です。

参考：県 HP [三重県 | 自然公園：許認可制度](#)

松阪農林事務所 HP [三重県 | 自然公園法に基づく許認可申請について](#)

- ・自然公園の確認については、以下の県 HP「自然公園図」をご確認いただき、自然公園区域に該当がある場合には、問い合わせをお願いします。

※松阪農林事務所管内の自然公園は、「吉野熊野国立公園」「室生赤目青山国定公園」「香肌峡県立自然公園」「奥伊勢宮川峡県立自然公園」「赤目一志峡県立自然公園」の5種類です。

※「赤目一志峡県立自然公園」については、県 HP に自然公園図の掲載がないため、該当の可能性がある場合には巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：県 HP [三重県 | 自然公園：三重県の自然公園図](#)

○自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等

- ・R7.10.1 現在、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域は三重県内には該当がありませんが、所管が環境省となりますので巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：環境省 HP [環境省 | 自然環境保全地域](#)

○三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域内の行為許可等

- ・ 三重県自然環境保全地域内で建築物その他工作物の新增改築や土地の形質変更などの行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。
 - ・ 特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。
(自然環境の保全に支障を及ぼす恐れが少ないこと)
 - ・ 普通地区で開発行為を行う場合は届出が必要です。

・ 県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域については、以下の県 HP をご確認ください。
き、該当がある場合には、巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

※松阪農林事務所管内の自然環境保全地域は「祓川自然環境保全地域」のみです。

参考：県 HP [三重県 | 三重県自然環境保全地域](#)

○三重県自然環境保全条例に基づく開発行為の届出

- ・ **1.0ha** 以上の自然地が含まれた開発行為を行う場合には、条例に基づく開発行為届出が必要です。

※自然地とは、樹林地、農地、湿地、湖沼等をいいます。

参考：県 HP [三重県 | 自然環境の保全：1ha を超える開発行為をするときは](#)

○絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可

- ・ R7.10.1 現在、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等は三重県内には該当がありませんが、所管が環境省となりますので巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：環境省 HP [生息地等保護区一覧](#) | [自然環境・生物多様性](#) | [環境省](#)

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可

- ・ 鳥獣保護区の特別保護区内で工作物の新增改築をする場合または同区域内で木竹の伐採をする場合には許可が必要です。

※松阪農林事務所管内の鳥獣保護区の特別保護地区は、多気郡大台町大杉地内の一部のみです。

参考：県 HP [三重県 | 獣害対策：捕獲管理ページ](#)

○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可等

- ・三重県内で一定規模以上の盛土、切土といった土地の形質の変更または一時的な土石の堆積を行う場合、許可または届出が必要です。

※区域指定状況（宅地造成等工事規制区域もしくは特定盛土等規制区域）により規制の規模要件が異なります。

- ・盛土規制法に関する確認については、以下の県 HP 「「宅地造成及び特定盛土規制法」（通称「盛土規制法」）ポータルページ」をご確認いただき、行為内容に該当がある場合には、同ページの「事前相談カード」により、巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：県 HP [三重県 | 開発許可：「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）ポータルページ](#)

また、売買等により森林の土地の所有者が変更される場合には、以下の届出が必要です。

○森林の土地の所有者届出制度

- ・売買や相続等により、新たに地域森林計画対象森林を取得した場合、所有者となった日から **90 日以内** に、取得した土地のある市町の長に届出が必要です。

参考：松阪市 HP [新たに森林の土地の所有者になった場合の届出 - お肉のまち 松阪市 公式ホームページ](#)

多気町 HP [森林の土地の所有者届出制度について／多気町](#)

大台町 HP [森林の土地の所有者届出制度について／大台町](#)

明和町 HP [森林の土地所有者届出書／明和町ホームページ - 多気郡](#)

○水源地域内の土地取引の事前届出制度（三重県水源地域の保全に関する条例） |

- ・地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約（※）をしようとする時は、契約予定日の **30 日前まで** に、県農林事務所に届出が必要です。（事前届出）

- ・水源地域は大字単位で指定されており、地域内の地域森林計画対象民有林が対象になります。水源地域の確認については、以下の県 HP「三重県水源地域の保全に関する条例について」内の「水源地域の一覧（大字単位）」をご確認ください。

※売買等の契約については、次の7つの契約を言います。

- ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約

参考：[三重県 | 森林を守る：三重県水源地域の保全に関する条例について](#)

<松阪農林事務所管内 各法令に関する問い合わせ先一覧>

各法令に基づく事項	所属	住所	電話番号
・森林法に基づく林地開発許可 ・森林法に基づく保安林手続 ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区の行為許可 ・三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域内の行為許可等 ・三重県自然環境保全条例に基づく開発行為の届出 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可等（地域森林計画区域内、国有林内の地域別の森林計画区域内、保安林内のみ） ・三重県水源地域の保全に関する条例に基づく事前届出	三重県 松阪農林 事務所 森林・林業室 ※注1	〒515-0011 三重県松阪市高町 138	0598-50-0568
・自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等 ・絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	環境省 中部地方 環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中 区三の丸 2-5-2	052-955-2130
・森林法に基づく伐採および伐採後の造林の届出 ・森林の土地の所有者届出制度に基づく届出	松阪市 産業文化部 林業振興課	〒515-1592 三重県松阪市飯高 町宮前 180 番地	0598-46-7124
	多気町 農林課	〒519-2181 三重県多気郡多気 町相可 1600 番地	0598-38-1117
	大台町 森林課	〒519-2404 三重県多気郡大台 町佐原 750 番地	0598-82-3794
	明和町 産業振興課	〒515-0332 三重県多気郡明和 町馬之上 945 番地	0596-52-7118

※注1 松阪農林事務所森林・林業室へ各法令に関する問い合わせの際には、以下の資料を
法令確認用お問い合わせフォーム <https://logoform.jp/form/8vMX/1244617> にアップロードをお願いします。

①法令問合せ用 Excel

※保安林および盛土規制法に関する問い合わせに関しては、別シートに専用の申請書等を用意していますので参考にご利用ください。

②位置図および平面図

③【任意】登記事項証明書、公図等

※保安林の問合せの場合には、登記事項証明書等の地番を確認できる書類が必須です。

Logo フォームへの申請が確認でき次第、問合せ結果については後日メールにて回答します。

なお、確認には、2週間程度の期間を要する場合がありますので、期間に余裕をもってお問合せください。